

開発許可制度事務ハンドブック

10

10 参考

県土整備部

建築開発課

10 参 考

10-1	開発関係事務担当一覧表	10-1
10-1-1	国、県の開発担当部署	10-1
10-1-2	県の主な開発関係部署	10-2
10-1-3	市町の主な開発関係課	10-4
10-2	開発関係等決裁区分	10-5
10-3	許認可申請手数料等一覧表	10-12
10-4	土地関係諸法令による開発規制	10-15
10-4-1	土地関係諸法令による開発規制一覧	10-15
10-5	開発手続等一覧	10-20
10-5-1	開発手続区分一覧表	10-20
10-5-2	令第19条ただし書きの規定による条例指定の一覧表	10-20
10-5-3	開発行為と各市町との関係一覧表	10-21
10-5-4	都市計画区域決定状況	10-22
10-5-5	開発許可関連の主な標準処理期間	10-25

10-1 開発関係事務担当一覧表

10-1-1 国、県の開発担当部署

- ・三重県県土整備部建築開発課開発審査班 〒514-8570 津市広明町13番地
TEL : 059-224-3087 <https://www.pref.mie.lg.jp/jutaku/hp/>
FAX : 059-224-3147 kenchiku@pref.mie.lg.jp
- ・桑名建設事務所建築開発室 〒511-8567 桑名市中央町5丁目71
TEL : 0594-24-3667 <https://www.pref.mie.lg.jp/WKENSET>
FAX : 0594-24-3696 kk-kuwa@pref.mie.lg.jp
- ・四日市建設事務所建築開発室 〒510-8511 四日市市新正4丁目21-5
TEL : 059-352-0684 <https://www.pref.mie.lg.jp/HKENSET>
FAX : 059-352-0659 kk-yokka@pref.mie.lg.jp
- ・松阪建設事務所総務・管理・建築室建築開発課 〒515-0011 松阪市高町138
TEL : 0598-50-0587 <https://www.pref.mie.lg.jp/MKENSET>
FAX : 0598-50-0624 kk-matsu01@pref.mie.lg.jp
- ・伊勢建設事務所建築開発室 〒516-8566 伊勢市勢田町628-2
TEL : 0596-27-5210 <https://www.pref.mie.lg.jp/NKENSET>
FAX : 0596-27-5256 kk-ise@pref.mie.lg.jp
- ・志摩建設事務所総務・管理・建築室建築開発課 〒517-0501 志摩市阿児町鶴方3098-9
TEL : 0599-43-9651 <https://www.pref.mie.lg.jp/SKENSET>
FAX : 0599-43-1353 kk-shima@pref.mie.lg.jp
- ・伊賀建設事務所建築開発室 〒518-8533 伊賀市四十九町2802
TEL : 0595-24-8239 <https://www.pref.mie.lg.jp/GKENSET>
FAX : 0595-24-8241 kk-iga@pref.mie.lg.jp
- ・尾鷲建設事務所総務・管理・建築室建築開発課 〒519-3695 尾鷲市坂場西町1番1号
TEL : 0597-23-3546 <https://www.pref.mie.lg.jp/OKENSET>
FAX : 0597-23-2576 kk-owase@pref.mie.lg.jp
- ・熊野建設事務所総務・管理・建築室建築開発課 〒519-4393 熊野市井戸町371
TEL : 0597-89-6148 <https://www.pref.mie.lg.jp/KKENSET>
FAX : 0597-89-6152 kk-kuma@pref.mie.lg.jp

- ・国土交通省
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
TEL : 03-5253-8293
<https://www.mlit.go.jp>

部 名	課 名	班 名	TEL(059)	関 係 事 務
防災対策部	消防・保安課	消防班	224-2108	消防法等
		予防・保安班	224-2183	火薬類取締法等
子ども・福祉部	地域福祉課	ユニバーサルデザイン班	224-3349	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
環境生活部	地球温暖化対策課	環境評価・活動班	224-2366	環境影響評価法・三重県環境影響評価条例
	大気・水環境課	大気環境班	224-2380	大気汚染防止法・ダイオキシン類対策特別措置法・三重県生活環境の保全に関する条例
		水環境班	224-2382	水質汚濁防止法・土壌汚染対策法・温泉法・三重県生活環境の保全に関する条例・三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例
		生活排水・水道班	224-3145	水道法・建築物における衛生的環境の確保に関する法律・浄化槽法
	廃棄物対策課	廃棄物規制・審査班	224-2475	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（産業廃棄物）、（一般廃棄物処理施設・民間事業者）
	資源循環推進課	リサイクル推進班	224-2385	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一般廃棄物・市町） 使用済自動車の再資源化等に関する法律
地域連携・交通部	水資源・地域プロジェクト課	水資源・土地利用班	224-2010	国土利用計画法
農林水産部	農業基盤整備課	農地防災班	224-2604	地すべり等防止法・海岸法
	農山漁村づくり課	農村環境づくり班	224-2602	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
	農地調整課	農地班	224-2550	農地法・農業振興地域の整備に関する法律・砂利採取法・国有財産法
		用地班	224-2549	土地改良法
	治山林道課	森林管理班	224-2573	森林法（林地開発・保安林）
	みどり共生推進課	自然公園班	224-2627	自然公園法・三重県立自然公園条例
		野生生物班	224-2578	三重県自然環境保全条例
	水産資源管理課	漁業調整班	224-2588	漁業法・水産資源保護法
水産基盤整備課	水産基盤管理班	224-2609	漁港漁場整備法・海岸法・公有水面埋立法・国有財産法	
雇用経済部	中小企業・サービス産業振興課	中小企業・サービス産業振興班	224-2534	大規模小売店舗立地法
	企業誘致推進課	事業環境班	224-2024	工場立地法
県土整備部	公共用地課	審査調整班	224-2661	公有地の拡大の推進に関する法律・国有財産法
	道路企画課	企画調整班	224-2739	道路法（道路計画・道路建設）
	道路建設課	道路建設班	224-2630	
	道路管理課	道路管理班	224-2675	
	河川課	河川管理班	224-2686	河川法・公有水面埋立法等
		河川計画班	224-2682	特定都市河川浸水被害対策法
	防災砂防課	砂防管理班	224-2705	砂防法・地すべり等防止法・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等
	港湾・海岸課	港湾海岸管理班	224-2700	港湾法・海岸法・公有水面埋立法等
	都市政策課	都市計画班	224-2718	都市計画法（線引き・用途地域・地区計画等）
		景観・屋外広告班	224-2748	景観法・三重県景観づくり条例
	下水道経営課	経営・管理班	224-2724	下水道法
下水道事業課	計画・事業班	224-2725		
建築開発課	建築安全班	224-2752	建築基準法等	

		建築審査班	224-2709	建築確認
		開発審査班	224-3087	都市計画法（開発許可等）・宅地開発条例等
		宅建業・建築士班	224-2708	宅地建物取引業法・建築士法
教育委員会	社会教育・ 文化財保護課	記念物・ 民俗文化財班	224-3328	文化財保護法・三重県文化財保護条例
県警察本部	交通規制課		222-0110	道路交通法等

10-1-3 市町の主な開発関係課

※のアドレスは、行政間専用のネットワークです。

市町名	課名	電話番号 FAX番号	内線	住所 Eメールアドレス
いなべ市	管理課	0594-86-7835 0594-86-7870	直通	〒511-0498 北勢町阿下喜31 kanri@city.inabe.mie.jp
桑名市	都市計画課	0594-24-1232 0594-24-3287	直通	〒511-8601 中央町2丁目37 tosiseim@city.kuwana.lg.jp
四日市市	開発審査課	059-354-8196 059-354-8404	直通	〒510-8601 諏訪町1-5 kaihatsushinsa@city.yokkaichi.mie.jp
鈴鹿市	都市計画課	059-382-9074 059-384-3938	直通	〒513-8701 神戸1丁目18-18 toshikekaku@city.suzuka.lg.jp
亀山市	建築住宅課	0595-84-5088 0595-82-9669	直通	〒519-0195 本丸町577 kenchiku@city.kameyama.mie.jp
津市	開発指導室	059-229-3182 059-229-3336	直通	〒514-8611 西丸之内23-1 229-3182@city.tsu.lg.jp
松阪市	建築開発課	0598-53-4197 0598-26-9118	直通	〒515-8515 殿町1340-1 kenka.div@city.matsusaka.mie.jp kenka.div@city.matsusaka.lg.jp※
伊勢市	都市計画課	0596-21-5592 050-1704-1924	直通	〒516-8601 岩瀬1丁目7-29 toshikei@city.ise.mie.jp toshikei@city.ise.lg.jp※
名張市	都市計画室	0595-63-7698 0595-63-4677	直通	〒518-0492 鴻之台1-1 toshi@city.nabari.lg.jp
伊賀市	開発指導室	0595-22-9733 0595-22-9734	直通	〒518-8501 四十九町3184 kaihatsu@city.iga.lg.jp
鳥羽市	まちづくり整備 室	0599-25-1175 0599-25-5241	直通	〒517-0011 鳥羽3丁目1-1 machi@city.toba.lg.jp
志摩市	都市計画課	0599-44-0305 0599-44-5262	直通	〒517-0592 阿児町鶴方3098-22 toshikeikaku@city.shima.lg.jp
尾鷲市	建設課	0597-23-8243 0597-23-3266	直通	〒519-3696 中央町10-43 kenchiku@city.owase.lg.jp
熊野市	建設課	0597-89-4111 0597-89-5846	222	〒519-4392 井戸町796 toshikei-en@city.kumano.mie.jp kensetsu@city.kumano.lg.jp※
木曽岬町	総務政策課	0567-68-6100 0567-68-3792	直通	〒498-8503 大字西対海地251 soumu@town.kisosaki.mie.jp
東員町	建設課	0594-86-2809 0594-86-2852	直通	〒511-0295 大字山田1600 kensetu@town.toin.lg.jp
菰野町	都市整備課	059-391-1141 059-391-1192	直通	〒510-1292 大字潤田1250 tokei@town.komono.mie.jp
朝日町	企画情報課	059-377-5663 059-377-4543	直通	〒510-8522 大字小向893 kikaku@town.asahi.mie.jp
川越町	産業建設課	059-366-7117 059-364-2568	直通	〒510-8588 大字豊田一色280 k-sanken@town.kawagoe.mie.jp
多気町	建設課	0598-38-1116 0598-38-1140	直通	〒519-2181 相可1600 kensetsu@town.mie-taki.lg.jp
明和町	まちづくり戦略 課	0596-52-7112 0596-52-7133	直通	〒515-0332 大字馬之上945 senryaku@town.mie-meiya.lg.jp
大台町	戦略企画課	0598-82-3782 0598-82-1618	直通	〒519-2404 佐原750 odai-ki@odaitown.jp kikaku@town.odai.lg.jp※
玉城町	建設課	0596-58-8205 0596-58-4494	直通	〒519-0495 田丸114-2 ken-t@town.tamaki.lg.jp
南伊勢町	管財契約課	0599-66-1182 0599-66-1113	直通	〒516-0194 五ヶ所浦3057 eizen@town.minamiise.lg.jp
度会町	建設課	0596-62-2420 0596-62-1138	直通	〒516-2195 棚橋1215-1 kensetsu@town.watarai.lg.jp
大紀町	総務企画課	0598-86-2212 0598-84-8568	直通	〒519-2703 滝原1610-1 som@town.mie-taiki.lg.jp
紀北町	建設課	0597-46-3120 0597-47-5904	直通	〒519-3292 東長島769-1 kensetsu@town.mie-kihoku.lg.jp
御浜町	建設課	05979-3-0521 05979-2-3502	直通	〒519-5292 大字阿田和6120-1 m-kensetu@town.mihama.mie.jp m-kensetu@town.mie-mihama.lg.jp※
紀宝町	基盤整備課	0735-33-0357 0735-32-0727	直通	〒519-5701 鶴殿324 kiban@town.kiho.lg.jp

10-2 開発関係等決裁区分

区分	事務の種類	事項	決裁区分								地域機関等の名称			
			知事	専決者						受任者				
				副知事	本庁			地域機関						
			部長		次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長			
7	都市計画法の施行に関する事務	1 法第29条第1項及び第2項の規定による開発行為の許可												
		(1) 開発行為を行う土地の面積が1ヘクタール以上のもの、法第34条第14号の規定に係るもの(三重県開発審査会における本審査案件に係るものに限る。)及び開発区域が2以上の建設事務所の所管区域に属する開発行為(第4号から第24号までにおいて「本庁の所掌に属するもの」という。)						○						
		(2) (1)に掲げるもののうち開発行為を行う土地の面積が20ヘクタール以上のもの						○						
		(3) (1)に掲げるもの以外のもの並びに三重県公文書管理規程(令和2年三重県訓令第6号)第19条第1項第5号の規定による経由簿の決裁及び確認(第4号から第24号までにおいて「地域機関の所掌に属するもの」という。)									○			建設事務所
		2 法第34条第13号の規定による既存権利届の受理									○			建設事務所
		3 法第34条第14号及び都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第3号ホの規定による三重県開発審査会への付議												
		(1) 開発行為又は建築行為を行う土地の面積が20ヘクタール以上のもの						○						
		(2) (1)に掲げるもの以外のもの						○						
		4 法第34条の2第1項の規定による協議												
		(1) 本庁の所掌に属するもの						○						
		(2) (1)に掲げるもののうち開発行為を行う土地の面積が20ヘクタール以上のもの						○						
		(3) 地域機関の所掌に属するもの									○			建設事務所
		5 法第35条の規定による許可等の通知												
		(1) 本庁の所掌に属するもの						○						
		(2) (1)に掲げるもののうち開発行為を行う土地の面積が20ヘクタール以上のもの						○						
		(3) 地域機関の所掌に属するもの									○			建設事務所
		6 法第35条の2第1項の規定による変更の許可(法第35条の2第4項において法第34条の2を準用する場合を含む。)												
		(1) 本庁の所掌に属するもの						○						
		(2) (1)に掲げるもののうち開発行為を行う土地の面積が20ヘクタール以上のもの						○						
		(3) 地域機関の所掌に属するもの									○			建設事務所

区分	事務の種類	事項	決裁区分								地域機関等の名称	
			知事	専決者						受任者		
				副知事	本庁			地域機関				
		7 法第35条の2第3項の規定による変更の届出の受理										
		(1) 本庁の所掌に属するもの					○					
		(2) 地域機関の所掌に属するもので(3)に掲げるもの以外のもの							○			建設事務所
		(3) 地域機関の所掌に属するもので松阪建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所及び熊野建設事務所に係るもの							○			建設事務所
		8 法第36条第1項及び第2項の規定による工事完了の検査等										
		(1) 本庁の所掌に属するもの(三重県開発審査会における本審査案件のうち、1ヘクタール未満のものを除く。)					○					
		(2) 地域機関の所掌に属するもの及び三重県開発審査会における本審査案件のうち、1ヘクタール未満のもの							○			建設事務所
		9 法第36条第3項の規定による工事が完了した旨の告示					○					
		10 法第37条第1号の規定による建築物の建築の承認										
		(1) 開発区域が2以上の建設事務所の所管区域に属する開発行為					○					
		(2) (1)に掲げるもの以外のもの							○			建設事務所
		11 法第38条の規定による開発行為の廃止届の受理										
		(1) 本庁の所掌に属するもの					○					
		(2) 地域機関の所掌に属するもの							○			建設事務所
		12 法第41条第1項の規定による制限の指定										
		(1) 本庁の所掌に属するもの					○					
		(2) 地域機関の所掌に属するもの							○			建設事務所
		13 法第41条第2項ただし書の規定による建築許可										
		(1) 建築行為を行う土地の区域が2以上の建設事務所の所管区域に属する建築行為に係るもの					○					
		(2) (1)に掲げるもの以外のもの並びに三重県公文書管理規程第19条第1項第5号の規定による経由簿の決裁及び確認							○			建設事務所
		14 法第42条第1項ただし書の規定による予定建築物等以外の建築等の許可及び同条第2項の規定による協議										
		(1) 開発区域が2以上の建設事務所の所管区域に属する開発行為及び申請に係る用途が三重県開発審査会において本審査案件として取り扱う必要があるもの					○					

区分	事務の種類	事項	決裁区分								地域機関等の名称
			知事	専決者						受任者	
				副知事	本庁				地域機関		
			部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
		(2) (1)に掲げるもの以外のもの並びに三重県公文書管理規程第19条第1項第5号の規定による経由簿の決裁及び確認						○			建設事務所
		15 法第43条第1項の規定による建築行為の許可及び同条第3項の規定による協議									
		(1) 建築行為を行う土地の面積が1ヘクタール以上のもの、都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの規定に係るもの（三重県開発審査会における本審査案件に係るものに限る。）及び建築行為を行う土地の区域が2以上の建設事務所の所管区域に属する建築行為に係るもの				○					
		(2) (1)のうち、建築行為を行う土地の面積が20ヘクタール以上のもの				○					
		(3) (1)に掲げるもの以外のもの並びに三重県公文書管理規程第19条第1項第5号の規定による経由簿の決裁及び確認						○			建設事務所
		16 法第45条の規定による地位承継の承認									
		(1) 本庁の所掌に属するもの				○					
		(2) 地域機関の所掌に属するもの						○			建設事務所
		17 法第46条及び第47条の規定による開発登録簿の調製等						○			建設事務所
		18 法第78条の規定による開発審査会委員の任命及び解任				○					
		19 法第80条第1項の規定による報告等の徴収及び勧告等（開発行為等の規制に係るものに限る。）									
		(1) 本庁の所掌に属するもの				○					
		(2) 地域機関の所掌に属するもの						○			建設事務所
		20 法第81条の規定による開発行為等の規制に係る監督処分等									
		(1) 法第81条第1項の規定による工事の停止命令並びに公告及び公示に係るもの（開発区域が2以上の建設事務所の所管区域に属する開発行為に係るものに限る。）				○					
		(2) 法第81条第1項の規定による工事の停止命令並びに公告及び公示に係るもの（開発区域が2以上の建設事務所の所管区域に属する開発行為に係るものを除く。）						○			建設事務所
		(3) (1)(2)に掲げるもの以外のもの				○					
		21 法第82条第1項の規定による立入検査（開発行為等の規制に係るものに限る。）									
		(1) 本庁の職員に係るもの				○					
		(2) 地域機関の職員に係るもの						○			建設事務所
		22 都市計画法施行規則第60条第1項の規定による開発行為又は建築行為に関する証明書等の交付（法第53条の規定に関する事項を除く。）						○			建設事務所

区分	事務の種類	事項	決裁区分							地域機関等の名称		
			知事	専決者							受任者	
				副知事	本庁			地域機関				所長
	部長	次長	課長		班長	所長	室長	課長				
		23 都市計画法施行細則（昭和45年三重県規則第43号）第7条の工事着手届出書及び第17条第1項の規定による地位承継届出書の受理										
		（1）本庁の所掌に属するもの					○					
		（2）地域機関の所掌に属するもので（3）に掲げるもの以外のもの							○			建設事務所
		（3）地域機関の所掌に属するもので松阪建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所及び熊野建設事務所に係るもの								○		建設事務所
		24 都市計画法施行細則第9条の規定による工事施行状況報告書等及び第10条の規定による工事中止（再開）届出書の受理										
		（1）本庁の所掌に属するもの					○					
		（2）地域機関の所掌に属するもの							○			建設事務所
		25 都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年三重県条例第67号）第3条第1項、第4条第1項第2号及び第6条第1項の規定による区域等の指定			○							
		26 都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例第3条第3項の規定による告示					○					
12	租税特別措置法の施行に関する事務	1 2以上の建設事務所の所管区域に属する租税特別措置法の施行に関する事務										
		（1）法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ及び第63条第3項第5号イの規定による優良宅地の認定					○					
		（2）法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ及び第63条第3項第6号の規定による優良住宅の認定					○					
		（3）法第34条の2第2項第3号及び第65条の4第1項第3号の規定による一団の宅地の造成又は住宅建設に関する事業についての証明					○					
		（4）租税特別措置法施行令第19条第11項及び第38条の5第9項の規定による認定					○					
		（5）土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等認定事務施行規則（昭和49年三重県規則第30号）規則第8条の規定による計画の変更の認定					○					
		（6）規則第9条第2項の規定による優良宅地適合証明書の交付					○					
		（7）規則第12条第2項の規定による土地区画整理事業に係る優良宅地適合証明書の交付					○					
		（8）規則第2条及び第9条から第12条までの規定による申請書又は届出書の受理					○					
		（9）規則第12条の2の規定による都市計画法の開発許可を受けた宅地における優良宅地適合証明					○					

区分	事務の種類	事項	決裁区分								地域機関等の名称	
			知事	専決者						受任者		
				副知事	本庁			地域機関				
			部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長		
		2 前号の規定による事務以外の次に掲げる事務										
		(1) 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ及び第63条第3項第5号イの規定による優良宅地の認定							○			建設事務所
		(2) 法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ及び第63条第3項第6号の規定による優良住宅の認定							○			建設事務所
		(3) 法第34条の2第2項第3号及び第65条の4第1項第3号の規定による一団の宅地の造成又は住宅建設に関する事業についての証明							○			建設事務所
		(4) 政令第19条第11項及び第38条の5第9項の規定による認定							○			建設事務所
		(5) 規則第8条の規定による計画の変更の認定							○			建設事務所
		(6) 規則第9条第2項の規定による優良宅地適合証明書の交付							○			建設事務所
		(7) 規則第12条第2項の規定による土地区画整理事業に係る優良宅地適合証明書の交付							○			建設事務所
		(8) 規則第2条及び第9条から第12条までの規定による申請書又は届出書の受理										
		イ ロに掲げるもの以外のもの							○			建設事務所
		ロ 松阪建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所及び熊野建設事務所に係るもの							○			建設事務所
		(9) 規則第12条の2の規定による都市計画法の開発許可を受けた宅地における優良宅地適合証明										
		イ 本庁において都市計画法の開発許可を行ったもの				○						
		ロ 地域機関において都市計画法の開発許可を行ったもの							○			建設事務所
13	三重県宅地開発事業の基準に関する条例の施行に関する事務	1 宅地開発事業を行う区域が2以上の建設事務所の所管区域に属する宅地開発事業に係る次に掲げる事務										
		(1) 条例第6条第1項の規定による設計の確認				○						
		(2) 条例第6条第2項の規定による市町長との協議（条例第9条第2項において準用する場合を含む。）				○						
		(3) 条例第6条第3項の規定による確認等に係る市町長の意見の聴取（条例第9条第2項において準用する場合を含む。）				○						
		(4) 条例第7条第2項の規定による確認の通知等（条例第9条第2項において準用する場合を含む。）				○						

区分	事務の種類	事項	決裁区分							地域機関等の名称		
			知事	専決者							受任者	
				副知事	本庁			地域機関				
			部長		次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
		(5) 条例第9条第1項の規定による設計の変更の確認					○					
		(6) 条例第11条の規定による届出の受理						○				
		(7) 条例第12条第2項の規定による工事の検査					○					
		(8) 条例第12条第3項の規定による証明書の交付					○					
		(9) 条例第12条第4項の規定による工事が完了した旨の公告						○				
		(10) 条例第12条の2の規定による建築承認							○			建設事務所
		(11) 条例第13条第1項の規定による工事の停止命令							○			建設事務所
		(12) 条例第13条第2項の規定による措置命令					○					
		(13) 条例第13条第3項の規定による防災等に係る措置命令					○					
		(14) 条例第13条第4項の規定による検査						○				
		(15) 条例第13条第5項の規定による開発区域内への立入りの禁止					○					
		(16) 条例第13条第6項の規定による是正命令					○					
		(17) 条例第13条第7項の規定による擁壁等の設置命令					○					
		(18) 条例第14条第1項の規定による工事の施行状況等に係る報告の聴取					○					
		(19) 三重県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則（昭和47年三重県規則第90号）第4条の規定による工事着手届出書の受理						○				
		2 前号の規定による宅地開発事業以外の宅地開発事業並びに三重県公文書管理規程第19条第1項第5号の規定による経由簿の決裁及び確認に係る次に掲げる事務										
		(1) 条例第6条第1項の規定による設計の確認								○		建設事務所
		(2) 条例第6条第2項の規定による市町長との協議（条例第9条第2項において準用する場合を含む。）								○		建設事務所
		(3) 条例第6条第3項の規定による確認等に係る市町長への意見の聴取（条例第9条第2項において準用する場合を含む。）								○		建設事務所
		(4) 条例第7条第2項の規定による確認の通知等（条例第9条第2項において準用する場合を含む。）								○		建設事務所
		(5) 条例第9条第1項の規定による設計の変更の確認								○		建設事務所
		(6) 条例第11条の規定による届出の受理										
		イ ロに掲げる以外のもの								○		建設事務所
		ロ 松阪建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所及び熊野建設事務所に係るもの								○		建設事務所

区分	事務の種類	事項	決裁区分							地域機関等の名称	
			知事	専決者							受任者
				副知事	本庁			地域機関			
		部長	次長		課長	班長	所長	室長	課長	所長	
		(7) 条例第12条第2項の規定による工事の検査							○		建設事務所
		(8) 条例第12条第3項の規定による証明書の交付							○		建設事務所
		(9) 条例第12条第4項の規定による工事が完了した旨の公告					○				
		(10) 条例第12条の2の規定による建築承認							○		建設事務所
		(11) 条例第13条第1項の規定による工事の停止命令							○		建設事務所
		(12) 条例第13条第2項の規定による措置命令							○		建設事務所
		(13) 条例第13条第3項の規定による防災等に係る措置命令							○		建設事務所
		(14) 条例第13条第4項の規定による検査							○		建設事務所
		(15) 条例第13条第5項の規定による開発区域内への立入りの禁止							○		建設事務所
		(16) 条例第13条第6項の規定による是正命令							○		建設事務所
		(17) 条例第13条第7項の規定による擁壁等の設置命令							○		建設事務所
		(18) 条例第14条第1項の規定による工事の施行状況等に係る報告の聴取							○		建設事務所
		(19) 規則第4条の規定による工事着手届出書の受理									
		イ ロに掲げるもの以外のもの							○		建設事務所
		ロ 松阪建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所及び熊野建設事務所に係るもの								○	建設事務所
		3 次に掲げる事務									
		(1) 条例第14条第2項の規定による工事の状況に係る開発区域内への立入検査									
		イ 本庁の職員に係るもの					○				
		ロ 地域機関の職員に係るもの							○		建設事務所
		(2) 条例第14条第3項の規定による事業主等の事務所等への立入検査									
		イ 本庁の職員に係るもの					○				
		ロ 地域機関の職員に係るもの							○		建設事務所

10-3 許認可申請手数料等一覧表

名 称	手数料等の額	摘 要	根拠法令等
開発行為許可申請手数料 〔自己居住用〕	円	都市計画法第29条の規定に基づく開発行為許可申請手数料 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合	三重県手数料条例 第2条第311項
0.1ha未満	8,600		
0.1ha以上 0.3ha未満	22,000		
0.3ha以上 0.6ha未満	43,000		
0.6ha以上 1 ha未満	86,000		
1 ha以上 3 ha未満	130,000		
3 ha以上 6 ha未満	170,000		
6 ha以上 10 ha未満	220,000		
10 ha以上	300,000		
開発行為許可申請手数料 〔自己業務用〕	円	都市計画法第29条の規定に基づく開発行為許可申請手数料 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合	
0.1ha未満	13,000		
0.1ha以上 0.3ha未満	30,000		
0.3ha以上 0.6ha未満	65,000		
0.6ha以上 1 ha未満	120,000		
1 ha以上 3 ha未満	200,000		
3 ha以上 6 ha未満	270,000		
6 ha以上 10 ha未満	340,000		
10 ha以上	480,000		
開発行為許可申請手数料 〔その他用〕	円	都市計画法第29条の規定に基づく開発行為許可申請手数料 上欄以外の開発行為の場合	
0.1ha未満	86,000		
0.1ha以上 0.3ha未満	130,000		
0.3ha以上 0.6ha未満	190,000		
0.6ha以上 1 ha未満	260,000		
1 ha以上 3 ha未満	390,000		
3 ha以上 6 ha未満	510,000		
6 ha以上 10 ha未満	660,000		
10 ha以上	870,000		
開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。 1 開発行為に関する設計の変更(2のみに該当する場合を除く。)については開発区域の面積(2に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ第2条に規定する開発行為許可申請手数料に1/10を乗じて得た額 2 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ第2条に規定する開発行為許可申請手数料の額 3 その他の変更については10,000円	都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更許可の申請手数料	三重県手数料条例 第2条第312項

名 称	手数料等の額	摘 要	根拠法令等
建築等承認申請手数料	5,000円	都市計画法第37条第1号の規定に基づく建築等承認申請手数料	三重県手数料条例第2条第312項の2
市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	46,000円	都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項を含む。)の規定に基づく市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	三重県手数料条例第2条第313項
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	26,000円	都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可申請手数料	三重県手数料条例第2条第314項
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	円	都市計画法第43条第1項の規定に基づく建築等の許可申請手数料	三重県手数料条例第2条第315項
0.1ha未満	6,900		
0.1ha以上 0.3ha未満	18,000		
0.3ha以上 0.6ha未満	39,000		
0.6ha以上 1.0ha未満	69,000		
1.0ha以上	97,000		
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	円	都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	三重県手数料条例第2条第317項
自己居住用、自己業務用で1ha未満	1,700		
自己業務用で1ha以上	2,700		
その他	17,000		
開発登録簿の写しの交付手数料	470円	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付手数料	三重県手数料条例第2条第318項
用紙1枚につき			
都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請手数料	4,000円	都市計画法施行規則第60条の規定に基づく都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請手数料	三重県手数料条例第2条第318項の2
優良宅地造成認定申請手数料	円	租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イの規定に基づく優良宅地造成認定申請手数料	三重県手数料条例第2条第274項
0.1ha未満	86,000		
0.1ha以上 0.3ha未満	130,000		
0.3ha以上 0.6ha未満	190,000		
0.6ha以上 1 ha未満	260,000		
1 ha以上 3 ha未満	390,000		
3 ha以上 6 ha未満	510,000		
6 ha以上 10 ha未満	660,000		
10 ha以上	870,000		
優良住宅新築認定申請手数料	円	租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ又は第63条第3項第6号の規定に基づく優良住宅新築認定申請手数料	三重県手数料条例第2条第275項
100㎡以下	6,200		
100㎡を超え500㎡以下	8,600		
500 2,000	13,000		
2,000 10,000	35,000		
10,000 50,000	43,000		
50,000㎡を超えるもの	58,000		

※租税特別措置法に基づく特定住宅用地認定の申請に対する審査及び譲渡予定価額の申請に対する審査については、三重県手数料条例第272号及び第273号参照。

名 称	手数料等の額	摘 要	根拠法令等
宅地開発確認申請手数料 〔自己居住用〕 0.3ha以上 0.6ha未満	円 43,000	三重県宅地開発事業の基準に関する条例第6条第1項の規定に基づく確認申請手数料	三重県宅地開発事業の基準に関する条例第15条
0.6ha以上 1 ha未満	86,000		
〔自己業務用〕 0.3ha以上 0.6ha未満	65,000		
0.6ha以上 1 ha未満	120,000		
〔その他用〕 0.3ha以上 0.6ha未満	190,000		
0.6ha以上 1 ha未満	260,000		
宅地開発変更確認申請手数料	変更確認申請1件につき、次に掲げる額を合算した額 イ 開発区域の変更を伴わない設計の変更については、開発区域の面積に応じ、1の項でそれぞれの区分に規定する額に1/10を乗じて得た額 ロ 新たな土地の開発区域への編入に係る設計の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、1の項でそれぞれの区分に規定する額。ただし、当該面積が0.3ha未満のものにあつては、1の項第3欄0.3ha以上0.6ha未満のそれぞれの区分に規定する額に2分の1を乗じて得た額 ハ 新たな土地の開発区域への編入に伴う変更前の開発区域に係る部分の設計の変更については、変更前の開発区域の面積に応じ、1の項でそれぞれの区分に規定する額に1/10を乗じて得た額 ニ 開発区域の面積の縮小に係る設計の変更については、縮小後の開発区域の面積（新たな土地の開発区域への編入を伴う場合においては、当該編入に係る土地の面積を除く。）に応じ、1の項でそれぞれの区分に規定する額に1/10を乗じて得た額	三重県宅地開発事業の基準に関する条例第9条第1項の規定に基づく変更確認申請手数料	三重県宅地開発事業の基準に関する条例第15条
建築承認申請手数料	5,000円	三重県宅地開発事業の基準に関する条例第12条の2の規定に基づく建築承認申請手数料	三重県宅地開発事業の基準に関する条例第15条

10-4 土地関係諸法令による開発規制

10-4-1 土地関係諸法令による開発規制一覧

例示です。

なお、括弧書は、協議先と異なる場合の本庁における所管課を示します。

法令名	条項	規制の対象となる内容	関係協議先
国土利用計画法	第14条	規制区域内における土地に関する権利の移転等の許可	地域連携・交通部 水資源・地域プロジェクト課
	第23条	土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出	
	第27条の4	注視区域における土地に関する権利の移転等の届出	
	第27条の7	監視区域における土地に関する権利の移転等の届出	
	第29条	遊休土地に係る計画の届出	
大規模土地取引等に関する事前指導要綱	第4	国土利用計画法第14条の許可申請又は法27条の4及び27条の7の届出前の事前協議	地域連携・交通部 水資源・地域プロジェクト課
環境影響評価法	第31条	環境影響評価法に定める対象事業の実施	環境生活部 地球温暖化対策課
三重県環境影響評価条例	第26条、第38条の12	三重県環境影響評価条例に定める対象事業及び準対象事業の実施	農林（水産）事務所 （農林水産部みどり共生推進課）
	第16条第4項	県立自然公園特別地域内における工作物の新改増築、木竹の伐採、土石の採取、土石等の集積、水面の埋立、土地の形状変更、指定植物の採取又は損傷等の許可	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第29条第7項	知事が設定した特別保護地区内での水面の埋立又は干拓、木竹の伐採、工作物の設置、その他政令で定めた行為の許可	農林（水産）事務所 （農林水産部獣害対策課）
		環境大臣が設定した特別保護地区内での水面の埋立又は干拓、木竹の伐採、工作物の設置、その他政令で定めた行為の許可	環境省
自然公園法	第20条第3項	国立(国定)公園特別地域内における工作物の新改増築、木竹の伐採、土石の採取、土石等の集積、水面の埋立、土地の形状変更、指定植物の採取又は損傷等の許可	農林（水産）事務所 （農林水産部みどり共生推進課） 国立公園については以下のとおり 伊勢志摩国立公園：伊勢志摩国立公園管理事務所 吉野熊野国立公園：吉野熊野国立公園管理事務所（大台町以外）、吉野管理官事務所（大台町）
	第21条第3項	国立(国定)公園特別保護地区における工作物の新改増築、木竹の植栽、木竹の伐採又は損傷、土石の採取、土石等の集積、水面の埋立、土地の形状変更、植物の採取又は損傷等の許可	
	第33条第1項	国立(国定)公園普通地域内における一定規模以上の工作物の新改増築、水面の埋立、土地の形状変更等の届出	
三重県自然環境保全条例	第11条第4項	三重県自然環境保全地域特別地区内での建築物その他の工作物の新改増築、宅地造成、鉱物の掘採、水面の埋め立て、木竹の伐採等の許可	農林（水産）事務所 （農林水産部みどり共生推進課）
	第13条第1項	三重県自然環境保全地域普通地区内での建築物その他の工作物の新改増築、宅地造成、鉱物の掘採、水面の埋め立て、木竹の伐採等の届出	
	第34条	1ヘクタールを越える規模の自然地が含まれた開発で、宅地の造成その他規則で定める行為の届出	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条	一般廃棄物処理施設の設置の許可	地域防災総合事務所環境室又は 地域活性化局環境室 （環境生活部廃棄物対策課） （環境生活部資源循環推進課）
	第9条の3	一般廃棄物処理施設の設置(市・町)の届出	
	第15条	産業廃棄物処理施設の設置の許可	

法令名	条項	規制の対象となる内容	関係協議先
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第60条	解体業の許可対象施設	地域防災総合事務所環境室又は地域活性化局環境室 (環境生活部資源循環推進課)
	第67条	破碎業の許可対象施設	
土壌汚染対策法	第4条	3,000㎡又は900㎡以上の土地の形質の変更の届出	地域防災総合事務所環境室又は地域活性化局環境室 (環境生活部大気・水環境課)
三重県生活環境の保全に関する条例	第72条の2	3,000㎡又は900㎡以上の土地の形質変更時の調査	地域防災総合事務所環境室又は地域活性化局環境室 (環境生活部大気・水環境課)
三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	第9条	3,000㎡以上の土砂の埋立て等の規制	地域防災総合事務所環境室又は地域活性化局環境室 (環境生活部大気・水環境課)
森林法	第10条の2	地域森林計画の対象の民有林内における開発行為の許可(1haを超え2ha以下のもの。但し、太陽光発電設備を設置する場合は0.5haを超え2ha以下のもの)	農林(水産)事務所 (農林水産部治山林道課)
		地域森林計画の対象の民有林内における開発行為の許可(2haを超えるもの)	農林水産部治山林道課
	第27条	保安林の指定の解除	農林(水産)事務所 (農林水産部治山林道課)
	第34条	保安林における立木竹の伐採、土石・樹根の採掘、土地形質変更の制限	農林(水産)事務所 (農林水産部治山林道課)
	第44条	保安施設地区の指定の解除	農林水産部治山林道課
保安施設地区における立木竹の伐採、土石・樹根の採掘、土地形質変更の制限		農林(水産)事務所 (農林水産部治山林道課)	
工場立地法	第6条	特定工場(敷地面積又は建築面積が一定規模以上の工場又は事業場)の新設の届出	市町 (雇用経済部企業誘致推進課)
大規模小売店舗立地法	第5条	大規模小売店舗の新設の届出	中小企業・サービス産業振興課
農地法	第4条第1項	自己所有農地の転用(権利の設定・移転を伴わない)の許可	農林水産部農地調整課 但し、市街化区域内農地は農業委員会へ届出 また以下の市町は権限移譲済 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、志摩市(2ha以下のみ)、伊賀市、東員町、朝日町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
	第5条第1項	自己所有農地以外の転用(権利の設定・移転を伴う)の許可	
	旧法第73条第1項	売り渡した農地の処分の制限の許可	農林水産部農地調整課
	旧法第80条	国有農地等・開拓財産の売払、所管換、所属替	農林水産(農政・農林)事務所
農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2	農用地区域内における開発行為の制限	農林水産(農政・農林)事務所 (農林水産部農地調整課)
	第15条の4	農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等	
特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	第7条	農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定	農林水産(農政・農林)事務所 (農山漁村づくり課)
	第8条	所有権移転等促進計画の承認	
水産資源保護法	第22条	保護水面の区域における埋立等の許可	農林水産部水産資源管理課

法令名	条項	規制の対象となる内容	関係協議先
公有地の拡大の推進に関する法律	第4条	都市計画施設区域内等に所在する土地を譲渡しようとする場合の届出	県土整備部公共用地課 ※市は各市
国有財産法	第8条第1項	国土交通省所管法定外公共用財産の用途廃止及び財務大臣への引継	建設事務所 (県土整備部公共用地課)
		農林水産省所管法定外公共用財産の用途廃止及び財務大臣への引継(漁港区域内)	農林水産部水産基盤整備課
道路法	第24条	道路管理者以外の者が行う道路工事の承認	道路管理者
	第32条	道路の占用の許可	建設事務所 (県土整備部道路管理課・道路建設課・県警察本部)
	第91条	道路予定区域内の工事の許可	
	第95条の2	県公安委員会との調整	所轄警察署(県警察本部)
道路交通法	第4条	県公安委員会の交通規制	所轄警察署(県警察本部)
三重県砂防指定地等管理条例(砂防法)	第4条	砂防指定地内の制限行為許可	建設事務所
	第5条	砂防設備の占有許可	(県土整備部防災砂防課)
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第7条	急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可	建設事務所 (県土整備部防災砂防課)
河川法	第20条	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認	河川管理者 建設事務所 (県土整備部河川課)
	第23条	流水の占用の許可	
	第24条	土地の占用の許可	
	第25条	土石等の採取の許可	
	第26条第1項	工作物の新築、改築、除却等の許可	
	第27条第1項	土地の掘削等の許可	
	第28条	竹木の流送、舟若しくはいかだの通航の禁止、制限又は許可	
	第29条第1項	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可	
	第55条第1項	河川保全区域内における行為の許可	
	第57条第1項	河川予定地内における行為の許可	
	第58条の4第1項	河川保全立体区域内における行為の許可	
第58条の6第1項	河川予定立体区域内における行為の許可		
特定都市河川浸水被害対策法	第30条	雨水浸透阻害行為の許可	河川管理者 建設事務所(県土整備部河川課)
地すべり等防止法	第18条	地すべり防止区域内における行為の許可	建設事務所 (県土整備部防災砂防課) 農林水産(農政)事務所 (農林水産部農業基盤整備課、治山林道課)
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第10条	土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の許可	建設事務所 (県土整備部防災砂防課)
公有水面埋立法	第2条	公有水面での埋立の行為の免許	建設事務所 (県土整備部河川課、港湾・海岸課)
	第29条	公告後10年以内での埋立地の用途変更の許可	農林水産部水産基盤整備課
海岸法	第7条第1項	海岸保全区域内に設ける海岸保全施設以外の施設又は工作物の占有許可	海岸管理者 建設事務所 (県土整備部港湾・海岸課)
	第8条第1項	海岸保全区域内における土石の採取、他の施設の新設、改築、土地の掘削、盛土、切土等の行為の許可	農林水産(農政)事務所 (農林水産部農業基盤整備課、水産基盤整備課)

法令名	条項	規制の対象となる内容	関係協議先
港湾法	第37条	港湾区域又は港湾隣接地域内の占用、土砂採取等の許可	港湾管理者 建設事務所 (県土整備部港湾・海岸課)
	第38条の2	臨港地区内における行為の届出	
漁港漁場整備法	第39条	漁港区域内の占用、土砂採取等の許可	漁港管理者 農林水産事務所 (農林水産部水産基盤整備課)
三重県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制条例	第3条	臨港地区内の分区における構築物の規制	港湾管理者 建設事務所 (県土整備部港湾・海岸課)
下水道法	第12条の3	特定施設の設置等の届出	公共下水道管理者 流域下水道管理者 都市下水道管理者
	第16条	公共下水道管理者以外の者の行う工事等承認	北勢・中南勢流域下水道事務所 (県土整備部下水道経営課、下水道事業課)
	第25条の30	特定施設の設置等の届出 流域下水道管理者以外の者の行う工事等承認	
	第31条	都市下水道管理者以外の者の行う工事等承認	
都市計画法	第40条	公共施設の用を供する土地の帰属(相互帰属)	公共施設の管理者あるいは公共施設の管理者となる者
	第53条	都市計画施設等の区域内における建築許可	建設事務所 (県土整備部都市政策課) ※市は各市
	第65条	都市計画事業地内の建築等の許可	
都市再生特別措置法	第88条	立地適正化計画区域内かつ居住誘導区域外で行う、一定規模以上の住宅等の開発行為又は新築、改築、用途の変更の届出	同法第81条に基づく立地適正化計画公表済の各市町 ※津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、亀山市、伊賀市、朝日町
	第108条	立地適正化計画区域内かつ都市機能誘導区域外で行う、立地適正化計画に記載された誘導施設の開発行為又は新築、改築、用途の変更の届出	
三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	第21条 第30条	特定施設(公共的施設のうち特に障がい者、高齢者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設)の新築等の事前協議又は通知	・県土整備部建築開発課(4以上の階を有し、又は延べ面積2,000㎡以上の建築物) ・建設事務所(上記以外の建築物) ・子ども・福祉部地域福祉課(公園等・道路・公共交通機関の施設) ※津市、四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市は各市
墓地、埋葬等に関する法律	第10条	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可	保健所(医療保健部食品安全課) ※市は各市、多気町及び大台町は各町
文化財保護法	第43条	重要文化財の現状変更等の制限	市・町教育委員会 (教育委員会社会教育・文化財保護課)
	第93条	土木工事等のための発掘に関する届出及び指示	
	第125条	史跡名勝天然記念物の現状変更等の制限	

法令名	条項	規制の対象となる内容	関係協議先
三重県文化財保護条例	第16条	三重県指定有形文化財の現状変更等の制限	市・町教育委員会 (教育委員会社会教育・文化財保護課)
	第39条	三重県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の制限	
景観法	第16条	三重県景観計画に基づく届出(津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、伊賀市は各市の規定による)	県土整備部都市政策課 (左記に掲げる市は各市)
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律	第4条	総合効率化計画の認定	中部運輸局交通政策部環境・物流課
その他 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、悪臭防止法、漁業法、温泉法等			

○ 社会福祉施設、医療施設、学校担当窓口

法令名	条項	規制の対象となる内容	関係協議先
生活保護法	※各法に適合する施設であるか否か		子ども・福祉部地域福祉課
児童福祉法			子ども・福祉部少子化対策課、子どもの育ち支援課、障がい福祉課 (障がい児に係るものに限る。)
老人福祉法			医療保健部長寿介護課
障害者総合支援法			子ども・福祉部障がい福祉課
身体障害者福祉法			子ども・福祉部子ども福祉虐待対策課
母子及び父子並びに寡婦福祉法			津保護観察所
更生保護事業法			環境生活部人権課
社会福祉法(隣保館)			医療保健部医療政策課
医療法			私立小中高校等： 環境生活部私学課
学校教育法			

10-5 開発手続等一覧

10-5-1 開発手続区分一覧表

この表は、あくまで都市計画法第 29 条又は第 43 条に基づく許可の要否のみを一覧にしたものであり、面積、用途により、市町開発指導要綱のほか、建築基準法に基づく建築確認、農地法に基づく農地転用許可等は必要な場合がある。

用途・面積		区域			
		都市計画区域外	非線引き都市計画区域 準都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
建築物 第 1 種特定 工作物	500㎡未満	不 要	不 要	不 要	都市計画法開発 許可または都市 計画法建築許可 の手続きが必要
	500㎡以上 1,000㎡未満			地域（※1）に より都市計画法 開発許可の手続 きが必要	
	1,000㎡以上 3,000㎡未満		地域（※2）に より都市計画法 開発許可の手続 きが必要	都市計画法開発 許可の手続きが 必要	
	3,000㎡以上 1ha未満		宅地開発条例の 手続きが必要		
	1ha以上	都市計画法開発 許可の手続きが 必要	都市計画法開発 許可の手続きが 必要		
都市計画法開発許可の手続きが必要					
第 2 種特定 工作物		都市計画法開発許可の手続きが必要			

※1 四日市市、桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、朝日町、川越町は 500～1,000 ㎡も開発許可要。

※2 名張、明和、亀山、伊勢、伊賀の各都市計画区域は 1,000 ㎡～3,000 ㎡も開発許可要。

10-5-2 令第 19 条ただし書きの規定による条例指定の一覧表

10-5-1 の※2 に掲げる非線引き都市計画区域については、都市計画法施行令第 19 条ただし書きの規定により、三重県では、都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例第 5 条において、開発許可を必要とする規模が 1,000 ㎡に引き下げられている。

該当する都市計画区域における適用市町等は次のとおり。

都市計画区域	適用市町	適用時期
名張都市計画区域	名張市	昭和50年5月1日以降
明和都市計画区域	明和町	
亀山都市計画区域	亀山市、津市芸濃町（※1）	平成8年4月1日以降
伊勢都市計画区域	伊勢市、玉城町	平成9年4月1日以降
伊賀都市計画区域	伊賀市（※2）	平成30年4月2日以降

（注）※1 平成15年以降は津市条例において定められている。

※2 伊賀市内の上野、伊賀、青山及び阿山都市計画区域は、伊賀都市計画区域として統合された。

10-5-3 開発行為と各市町との関係一覧表

(令和6年1月4日現在)

注) ●:必要、▲:必要(権限移譲済み)、△施行時特例市としてすべき事務、☆市町条例による

管轄建設事務所名	市町名	都市計画区域内					都市計画区域外			風致条例	優良宅地、優良住宅認定(知事認定)
		市街化区域		市街化調整区域	非線引区域		準都市計画区域	開発許可(法第29条2項)	三重県宅開条例(確認)		
		開発許可(法第29条1項)		開発許可(法第29条1項)及び建築許可(法第43条)	開発許可(法第29条1項)		開発許可(法第29条1項)				
		500㎡以上	1,000㎡以上		1,000㎡以上	3,000㎡以上		3,000㎡以上	10,000㎡以上		
桑名	いなべ市	●		●		●	●	●		▲	
	桑名郡木曾岬町	●		●						●	
	員弁郡東員町	●		●						●	
桑名市		▲		▲			▲	▲		▲	
四日市市		△		△			△	●	☆	▲	
鈴鹿市			▲	▲			▲	▲		▲	
四日市	亀山市				●		●	●		▲	
	三重郡	菰野町	●	●			●	●		●	
		朝日町	●		●						●
		川越町	●		●						●
津市			▲	▲	▲	▲	▲	▲	☆	▲	
松阪市			▲	▲			▲	▲		▲	
松阪	多気郡	多気町				●	●	●	☆	●	
		明和町			●					●	
		大台町					●	●		●	
伊勢	伊勢市				●		●	●	☆	▲	
	度会郡	玉城町			●		●	●		●	
		度会町					●	●		●	
		大紀町					●	●		●	
		南伊勢町				●	●	●		●	
志摩	鳥羽市					●	●	●	☆	▲	
	志摩市					●	●	●		▲	
伊賀	名張市				●					▲	
	伊賀市				●		●	●		▲	
尾鷲	尾鷲市					●	●	●		▲	
	北牟婁郡紀北町					●	●	●		●	
熊野	熊野市					●	●	●		▲	
	南牟婁郡	御浜町				●	●	●		●	
		紀宝町					●	●		●	

注1) 令和元年12月20日より、いなべ準都市計画区域が指定。

注2) 平成27年4月1日以降は、風致地区は全て市町の条例による規制対象(県風致条例は廃止)

注3) 優良宅地、優良住宅認定につき、一部は市町の法定受託事務(→第9-3章~第9-4章参照)

10-5-4 都市計画区域決定状況

(1) 区域区分の有る都市計画区域

都市計画区域名	市町名	市街化区域面積(ha)	市街化調整区域面積(ha)	都市計画区域		区域区分	
				当初指定	最終指定	当初決定	最終決定
桑名	桑名市	3,014	8,163	S 9. 2. 5	H17. 5. 20	S45. 8. 31	R 3. 1. 12
	いなべ市	210	1,853	S44. 5. 20			
	木曾岬町	102	1,472	S44. 5. 20			
	東員町	497	1,771	S44. 5. 20			
	計	3,823	13,259				
四日市	四日市市	7,524	12,556	S 3. 10. 1	H19. 4. 6	S45. 8. 31	R 3. 2. 26
	菰野町	441	3,246	S13. 8. 12			
	朝日町	275	325	S13. 2. 19			
	川越町	640	233	S 9. 8. 2			
	計	8,880	16,360				
鈴鹿	鈴鹿市	3,728	13,188	S 8. 10. 20	H12. 6. 2	S46. 12. 28	R 2. 9. 8
津	津市	4,633	10,334	S 2. 3. 8	H19. 4. 6	S45. 8. 31	H26. 9. 30
松阪	松阪市	3,074	14,368	松阪 S 9. 8. 2 嬉野 S45. 12. 25 三雲 S45. 12. 25	H24. 5. 31	松阪 S47. 12. 26 嬉野 S57. 8. 3 三雲 H24. 5. 31	R 3. 2. 26
合計	11市町	24,138	67,509				

(2) 区域区分の無い都市計画区域(用途地域有り)

都市計画 区域名	市町名	面積 (ha)	都市計画区域	
			当初指定	最終指定
いなべ	いなべ市	4,066	北勢 S55.10.3 大安 S56.4.3	R3.2.26
亀山	亀山市	6,447	S9.2.5	H19.4.6
	津市	719	S43.7.15	
	計	7,166		
多気	多気町	3,352	H18.9.15	H18.9.15
伊勢	伊勢市	11,992	S4.12.2	H19.4.6
	玉城町	3,607	S44.5.20	
	計	15,599		
鳥羽	鳥羽市	2,142	S9.8.2	S55.2.29
伊賀	伊賀市	31,309	上野 S13.3.26 青山 S52.6.3 伊賀 S51.11.30 阿山 S51.11.30	H30.4.2
名張	名張市	12,977	S9.8.2	H1.11.10
御浜	御浜町	2,503	S11.5.30	S51.11.30
合計	10市町	79,114		

(3) 区域区分の無い都市計画区域（用途地域無し）

都市計画 区域名	市町名	面積 (ha)	都市計画区域	
			当初指定	最終指定
安濃	津市	3,693	S44. 5. 20	H19. 4. 6
明和	明和町	4,104	S45. 12. 25	H16. 2. 23
志摩	志摩市	8,925	浜島 S17. 9. 25 大王 S51. 11. 30 志摩 S51. 11. 30	H23. 9. 2
南勢	南伊勢町	205	S25. 2. 21	H19. 4. 6
紀伊長島	紀北町	3,557	S10. 3. 23	H19. 4. 6
尾鷲	尾鷲市	2,968	S 8. 10. 20	H11. 5. 7
熊野	熊野市	8,747	S10. 3. 23	S48. 8. 3
合計	7市町	32,199		

(4) 準都市計画区域

都市計画 区域名	市町名	面積 (ha)	準都市計画区域	
			当初指定	
いなべ	いなべ市	72	R1. 12. 20	

以上、令和6年1月4日現在

10-5-5 開発許可関連の主な標準処理期間

三重県においては、三重県行政手続条例第6条に基づき、開発許可関連の標準処理期間を定めており、そのうち主なものは次のとおりである。

●都市計画法第29条 (審査会無しの場合)

現地調査	7日
書類審査	14日
他部局協議	14日
申請者協議	14日
内部決裁	14日
合計	63日

●都市計画法第35条の2 (審査会無しの場合)

現地調査	7日
書類審査	14日
他部局協議	10日
申請者協議	10日
内部決裁	14日
合計	55日

●都市計画法第36条

現地調査	7日
書類審査	7日
他部局協議	7日
申請者協議	7日
内部決裁	7日
合計	35日

●都市計画法第42条

市町協議	10日
書類審査	14日
申請者協議	7日
内部決裁	7日
合計	38日

●三重県宅地開発事業の基準に関する条例第6条

現地調査	7日
書類審査	14日
他部局協議	14日
申請者協議	14日
内部決裁	14日
合計	63日

●都市計画法第29条 (審査会有りの場合)

現地調査	7日
書類審査	14日
他部局協議	14日
審査会	28~63日
申請者協議	14日
内部決裁	14日
合計	126日

●都市計画法第35条の2 (審査会有りの場合)

現地調査	7日
書類審査	14日
他部局協議	10日
審査会	28~63日
申請者協議	10日
内部決裁	14日
合計	118日

●都市計画法第37条

現地調査	7日
書類審査	7日
他部局協議	7日
申請者協議	7日
内部決裁	7日
合計	35日

●都市計画法第43条

現地調査	7日
書類審査	14日
他部局協議	7日
申請者協議	7日
内部決裁	7日
合計	42日

●三重県宅地開発事業の基準に関する条例第9条

現地調査	7日
書類審査	10日
他部局協議	14日
申請者協議	10日
内部決裁	14日
合計	55日

「令和6年版 開発許可制度事務ハンドブック」

令和6年2月22日発行

三重県県土整備部建築開発課

〒514-8570 三重県津市広明町13

TEL 059-224-3087

E-mail: kenchiku@pref.mie.lg.jp

ホームページ : <https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/>

開発許可制度事務ハンドブックは、県ホームページに掲載しています。今後必要に応じて、県ホームページに掲載している記述を改定していきます。